別紙

都市計画法の許可が必要ないことを示す書類

（市街化区域内で建築物を建築するとき）

＜建築計画に関する概要＞

|  |  |
| --- | --- |
| 建築場所 |  |
| 計画概要 | 別添のとおり（工事の内容が把握できる図面等を添付） |
| 予定建築物の用途 |  |
| 調査者（設計者・代理者等） | 所属：住所：氏名： |

＜開発許可が不要となる根拠（法第29条）＞

１　開発行為の有無（法第４条第12項）

|  |  |
| --- | --- |
| 土地の区画の変更 | [ ] 有　　[ ] 無（道路等による区画の変更なし） |
| 土地の形状の変更 | [ ] 有　　[ ] 無※無の区分（造成無・建築関連・30cm以内造成・外構工事・擁壁改修等） |
| 土地の性質の変更 | [ ] 有　　[ ] 無（既存の建築敷地） |

すべて「無」なら、開発許可不要

２　許可不要の対象となる開発行為（法第29条）

|  |
| --- |
| [ ] 開発行為規模：*1,000㎡未満（福知山・舞鶴）/500㎡未満（他）*（同条第１項第１号）[ ] 公益上必要な建築物（同条第１項第３号、令第21条第　　号）[ ] 都市計画事業（同条第１項第４号）[ ] 土地区画整理事業（同条第１項第５号）[ ] 市街地再開発事業（同条第１項第６号）[ ] 住宅街区整備事業（同条第１項第７号）[ ] 防災街区整備事業（同条第１項第８号）[ ] 公有水面埋立事業（同条第１項第９号）[ ] 非常災害時応急措置（同条第１項第10号）[ ] 軽易な行為（同条第１項第11号、令第22条第　　号） |

いずれかに該当するなら、開発許可不要

法：都市計画法、令：都市計画法施行令